

「定款」改正

1. 決議事項

以下のとおり「定款」を改正することについて、総会の承認を求めます。

2. 改正趣旨

(1) 主たる事務所の所在地の変更(第3条)

事務所移転に伴い、第3条(事務所)に定める本協会の主たる事務所の所在地を変更する。

(2) 除名に関する規定の変更(第11条)

2023年度定時総会で改正を承認いただいた定款において創設した情報会員に関し、他の会員とあわせ第11条(除名)に規定する。

3. 改正案

※改正部分を赤字で表示

現行規程	改正案
第1条～第2条 省略	第1条～第2条 省略
(事務所) 第3条 本協会は、主たる事務所を東京都 <u>中央区</u> に置く。	(事務所) 第3条 本協会は、主たる事務所を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
2 本協会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。	2 本協会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
第4条～第10条 省略	第4条～第10条 省略
(除名) 第11条 正会員又は開設前会員(会員が協同設置者の場合には、会員を構成する各事業者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。	(除名) 第11条 正会員又は開設前会員(会員が協同設置者の場合には、会員を構成する各事業者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。
(1) 本協会の定款及び規程又は総会の決議に反する行為をしたとき	(1) 本協会の定款及び規程又は総会の決議に反する行為をしたとき
(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき	(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(3) 老人福祉法第39条及び第40条による罰則、又は介護保険法第77条、第78条の10、第115条の9による指定の取消しを受けたとき	(3) 老人福祉法第39条及び第40条による罰則、又は介護保険法第77条、第78条の10、第115条の9による指定の取消しを受けたとき
(4) 高齢者住まい法第13条第1項第3号に基づき登録が抹消されたとき	(4) 高齢者住まい法第13条第1項第3号に基づき登録が抹消されたとき
(5) その他除名すべき正当な事由があるとき	(5) その他除名すべき正当な事由があるとき
2 前項の規定により正会員又は開設前会員を除名する場合には、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。	2 前項の規定により正会員又は開設前会員を除名する場合には、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
3 第1項の除名の処分をしたときは、本協会は、当該会員の住所(当該会員が別に通知若しくは催告を受ける場所又は連絡先を本協会に通知した	3 第1項の除名の処分をしたときは、本協会は、当該会員の住所(当該会員が別に通知若しくは催告を受ける場所又は連絡先を本協会に通知した

現行規程	改正案
<p>場合にあつては、その場所若しくは連絡先) にあてて通知する。</p> <p>4 準会員及び賛同会員が第1項各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、出席した正会員の議決権の過半数の決議に基づき、除名することができる。</p> <p>5 前項の除名の処分をしたときは、第2項の規定を準用する。</p> <p>第12条～第38条 省略</p> <p>附則 1～8 省略</p>	<p>場合にあつては、その場所若しくは連絡先) にあてて通知する。</p> <p>4 準会員、情報会員及び賛同会員が第1項各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、出席した正会員の議決権の過半数の決議に基づき、除名することができる。</p> <p>5 前項の除名の処分をしたときは、第2項の規定を準用する。</p> <p>第12条～第38条 省略</p> <p>附則 1～8 省略</p> <p>9 この定款の改正は、令和6年6月20日から施行する。</p>

以上